

令和 7 年度第 2 回
湘南東部地区保健医療福祉推進会議

令和 7 年 1 月 2 日 (火)
ウェブ開催

開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回湘南東部地区保健医療福祉推進会議を開催いたします。私、本日、会長が議事進行を務めるまでの間、司会を務めます、神奈川県医療課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、会議の開催方法等について確認させていただきます。本日はウェブ会議による開催です。ウェブ会議進行の注意事項につきましては、会議前に事務局からアナウンスもさせていただきましたが、事前に会議資料とともに送付した「ウェブ会議の運営のためのお願い」と題した資料をご確認いただきたいと思います。

後ほど議事録を公開いたしますので、本会議は録音しております。ご容赦いただきますよう、お願ひいたします。

次に、委員の出欠についてです。本日の出席者は、事前にお送りした名簿のとおりとなります。

次に、会議の公開について確認させていただきます。本日の会議につきましては、原則として公開とし、開催予定を周知いたしましたところ、傍聴者3名、ウェブにて参加をしていらっしゃいます。ウェブで傍聴される皆様にお願いでございますが、本会議の写真撮影、ビデオ撮影、録音・録画をすることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

公開の議題につきましては、議事録で発言者の氏名を記載した上で公開させていただきます。

本日の資料につきましては、事前にメールにて送付をさせていただきました。お手元に届いておりますでしょうか。本日、お手元に届いていない委員がいらっしゃるようでしたら、大変申し訳ございません、本日は資料を画面にて投影いたしますので、そちらを併せてご覧いただければと思います。なお、資料につきましては、改めて送付させていただきます。

それでは、以降の議事進行は石原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(石原会長)

皆さん、こんばんは。藤沢市医師会の石原です。お疲れのところ、ご参集いただきまし

て誠にありがとうございます。円滑な議事の進行に尽力してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたしたいと思います。

議 事

(1) 新たな地域医療構想の策定に向けて（現行の地域医療構想の振り返り）

(i) 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実

(石原会長)

早速ですが、これから議題に入りたいと思います。議事の（1）新たな地域医療構想の策定に向けて（現行の地域医療構想の振り返り）ですが、（i）地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。今、事務局からご説明いただきましたけれども、最後のスライド28にありましたような、この推進会議として意見が求められている提案がありました。1点目は、これまでの成果・課題を踏まえ、新たな地域医療構想においてさらに取組を進めるべき事業等についてといった内容。それから、新たな地域医療構想の策定に向けた課題について。それと、これまでの取組に対するいろいろなご意見を伺いたいと思います。委員の方々、ご意見等はございますでしょうか。

木原先生、どうぞ。

(木原委員)

湘南病院協会の木原です。今、小児在宅の評価についてお示しいただいたところなですけれども、やはり小児在宅に関わる医療機関や医師はまだ少なく、内科の在宅医療機関が小児の在宅も試みてはいるものの、なかなか難しい面もあり、医療機関の数もまだ限られていると聞いております。そして、やはりレスパイト先、医療型の短期入所の制度などもありますけれども、実際に小児の親御さんなどの対応に関しての困難も聞いておりますので、このあたりにはまだ課題があるということを感じております。そのところが、もう少し何かできればいいなと感じております。

以上です。

(石原会長)

ありがとうございました。小児の在宅に関するご意見をいただきました。ほかにはどうでしょうか。

鈴木委員、よろしくお願ひいたします。

(鈴木委員)

一応、介護・医療の連携ということでもありましたので、どちらかといったら3番目のその他意見ということになるかと思うのですが、老健施設の担当ですので、間接的にご意見を述べさせていただきます。

まず1つ目は、多分在宅支援における中核的な施設は、恐らく在宅医療支援センターとか、あと地域包括支援センターを中心に、施設サービス等個別患者件数の検討をしていくということになるかと思うのですが、その上で、高齢者施設全般に言える話だと思うのですけれども、先ほどの口腔ケア等、機能強化の話の中で、2024年度に報酬改定で、高齢者施設全般になんですかとも、医療・介護両面からのリハビリ・栄養管理・口腔機能の一体的実施というふうに診療報酬が改定されています。なので、大体高齢者施設においては、今後の在宅の支援に間接的に資するかと思うのですけれども、口腔機能・栄養改善等、在宅支援の一環からそれをより強化していくことが可能と思われます。これは一応参考意見です。

あと2つ目です。在宅医療の需要増に対応するための介護施設の受け皿を考慮する必要があるという話がちょっとございましたので、これは直接的に高齢者施設等が該当するということは必ずしも言えないかもしれないのですが、老健施設ですと、在宅復帰率という制約の中で、在宅からの患者さんの介護施設での対応が可能なサブアキュートの受入れについては、一定程度受容しています。月の人数で言うと大体5%、5人前後。なので、今後、検討の要素の中に、これはあくまで老健施設の基準ですので、他施設がどうかというのは分からぬのですが、消極的にでも、一定程度資する要素が施設としてあるのかなということが参考意見です。

今後、強化型等、在宅診療機能を強化する傾向があるかと思いますので、在宅医療の需要増に対する介護施設の包括的な考慮の中に、施設も一定程度の役割を担っていくことになるのかなと考えています。

あと最後、訪問リハの実施機能強化についても、在宅サービスの中に、施設基準の要素

の中で、訪問リハビリも実質的に実施要素に入っていますので、そういう点からも、高齢者施設として、在宅に対する、数はそれほど多くはないのですけれども、月に対する訪問件数は当施設では大体20人前後、訪問リハビリを実施していますので、そういう点からも施設としての貢献はできるのかなと思います。一応、参考意見です。

以上です。

(石原会長)

ありがとうございました。事務局から何かありますか。

(事務局)

医療企画課・渡邊です。鈴木委員、ありがとうございます。これまでそうだったので、やはり新たな地域医療構想ではますます医療と介護の連携、施設も含めて、在宅のところをいかに支えていくかというのが大変重要な視点でございます。施設のほうでもこのような形で在宅を支えていただいているというお話を伺いまして、今後新たな地域医療構想を策定していく際に、施設も含めてどのように在宅の患者さんを診ていくのか、こうしたところを参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(石原会長)

ありがとうございました。そのほかには何かご意見等ございますか。特によろしいでしょうか。それでは事務局は、今日いただいたご意見を踏まえて、今後の作業を進めていただきたいと思います。

(ii) 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成

(石原会長)

では続いて、(ii) 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成について、また事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。今、事務局から、将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成ということで、これまでの取組等々ご説明がありました。スライド42の今日ご意見をいただきたい課題については、現行の地域医療構想、医療従事者の確保・養成の評

価に関して、それから新たな地域医療構想の策定に向けた課題について、今例を提示していただきましたけれどもそのような内容、それから全般的にこれまでの取組に対するご意見等、この辺に関して、委員の方々からご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いしたいと思います。

篠原先生、どうぞ。

(篠原委員)

ご説明ありがとうございます。発言させていただきたいのは、最後の看護職員の確保と訪問看護の充実という点です。スライド20と22で説明されたのですけれども、実際、懸念される点が2つあります。まず、看護職員の確保、これは藤沢だけではなくて、神奈川県、さらに全国的にも、看護専門学校の定員割れ、これがもう現実に複数出てきているんですね。それと、当然そこから出てくる質の低下、これはもう看過できない問題であろうかと思います。これが単に数字的には増えているのかもしれません、実際定員割れが出てきているのは、藤沢でももう1年ぐらい前からです。そうすると、これが今後ポイントになってくるのは3年後、それ以降にこれは大きくいろんな課題として出てくると思います。

あともう1つは訪問看護。今、全国的にも問題になって、今後国のはうでも動くと思われるのですけれども、特に神経難病や看取りに対して、株式会社設立の訪問看護ステーションがもうすごい数の、1日に数回、3回、5回と、それも毎日行くとか、そういったことが現実に起こっているのですけれども、それが在宅医療システム、そういったところに大きな影響が出ているのです。この辺に関して、県はこの二つの問題に関してどうお考えでしょうか。

以上です。

(石原会長)

事務局のはうからいただけますか。

(事務局)

県の保健医療人材担当課長・伊東です。篠原先生、ご質問いただきましてありがとうございます。まず、養成校の入学定員の充足率についてですけれども、県全体としまして、大学については、まだ今のところ、ほぼ100%程度というような形で充足しているような状況でございますけれども、特に3年制の専門学校において、充足率がどんどん低下傾向にあります、令和5年までは88%だったものが令和6年は82%、令和7年には76%まで低下しているというような状況がございまして、少子化の進展に伴いまして、看護師を志す

若者を着実に確保していくことが、非常に大きな課題となっていると考えているところでございます。県としましても、こうした看護師を目指す若者をきちんと確保するために、高校生向けの冊子などを作成いたしまして、広報に取り組んでいるところで、昨年度からは、この冊子にアクセスできるような二次元コードを記載しましたリーフレットなども新たに作成しまして、県立高校の2年生に配布しているところで、今年度はさらにその取組を強化しまして、私立の高校も含めて、昨年度の4万人に対して、今年度からは7万人に対して配布するなど、取組強化をしているところでございます。今後もさらに少子化が進むと考えておりますので、これにつきましても、引き続き取組を進める必要があると、課題であると考えておるところでございます。

あと、訪問看護につきましても、今後、在宅医療の需要ですとか、非常にニーズが増えてくると思いますので、県としましても、いろいろな形で研修を行うなど取組を行ってまいりますので、こちらにつきましても、関係の団体の皆様からのご意見を承りながら、しつかり取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(石原会長)

ありがとうございました。篠原先生、よろしいでしょうか。

(篠原委員)

すみません、今の2つのことなのですけれども、充実はいいんですけども、実際今現実に、全国的に問題になっているのが、株式会社設立の訪問看護ステーションが、ほぼ無制限に患者宅に行っている。それがほかの医療機関や病院とかにも物すごく大きな影響が出ているということを申し上げているのですが、ちょっと回答のポイントがずれているかなと思いますが、この辺いかがでしょうか。

(事務局)

大変失礼いたしました。事業所の指導につきましては、福祉子どもみらい局のほうで指導を行っているところもございますので、そういったことにつきましては、きちんと連携をさせていただきまして、対応を進めさせていただければと思います。

(篠原委員)

分かりました。ありがとうございます。

(石原会長)

小松委員、よろしくお願ひします。

(小松委員)

小松です。すみません、今、篠原先生がおっしゃった、住宅型の有料老人ホームを株式会社がやっていることで、不適切な医療提供が行われているということと、あとはそういったところでかなり高額な給料で、病院から、医者もそうなのですから看護師も引き抜かれているという実態があります。はっきり言えば、病院にいなければいけないような患者さんが、施設のほうに囲い込まれているという現状は、非常に憂慮すべきことですし、訪問看護に関しても、外出しという形で朝・昼・晩というふうに患者さんの病状に關係なく一律に行っていることで、利益率20%以上ということで、どんどんやったほうがいいですよというような、ビラが配られるような不適切な状態がずっと続いています。国としても、珍しくこれは財務省も放っておけないというようなことになっていて、診療報酬上はこれから不適切な訪問看護に対して規制がかかったり、国の在り方検討委員会から今度取りまとめが出されましたので、ある程度のブロックはかかると思いますけれども、篠原先生が言ったこと、非常に大事なことは、訪問看護というものを、とにかくいいこといいことと言ってどんどんどんどん進めていくと、地域の医療機関から人がいなくなるよということだけは考えながら推進しないと、患者さんにとってみれば、それは家まで来てくれることが便利ですけれども、そこをよく考えてくださいということだと思います。

以上です。

(石原会長)

ありがとうございました。ご意見をいただきました。県のほうはそれで大丈夫ですか。そういうことになっています。ご理解いただければというように思いますけれども、大丈夫ですか。

(事務局)

承知いたしました。ありがとうございます。

(石原会長)

ほかにはどうでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは事務局は、本日いただいた意見をまた参考にしていただいて、今後の作業を進めていただければと思います。

用意された議事は以上となります。

報 告

(石原会長)

ここからは報告事項に移らせていただきたいと思います。本日は時間の関係で、報告事項の（1）から（5）のみの説明となっています。報告事項の（6）と（7）は、参考資料として配付のみと事務局より連絡を受けておりますので、ご了承いただきたいと思います。

（1）令和7年度病床整備事前協議について

(石原会長)

それでは、報告事項の（1）令和7年度病床整備事前協議についてということで、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。今、事務局から説明がございましたけれども、何かこれに関するご意見等はございますか。

それでは、次の報告事項に移ります。

（2）病院の事業継承に伴う病床の取扱いについて

(石原会長)

（2）病院の事業継承に伴う病床の取扱いについて、事務局よりご説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。病院の事業承継に伴う病床の取扱いについて、三浦のほうの病院の承継を題材にご説明をいただきました。何かご意見等ございますか。大丈夫ですか。これが事例になって、いろんな地域でもという形になるとは思うのですが、参考になるということですね。特によろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移らせていただきたいと思います。

(3) 地域医療構想の取組の推進に向けた調査について

(石原会長)

(3) 地域医療構想の取組の推進に向けた調査について、これも事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。今、地域医療構想の取組の推進に向けた調査ということで、ご説明がありましたけれども、何かご意見等はございますでしょうか。大丈夫ですかね。

(4) かかりつけ医機能報告について

(石原会長)

では、報告事項の(4) かかりつけ医機能報告について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。かかりつけ医機能報告について、この制度について事務局から説明がございましたけれども、委員の方々から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にならうないので、それでは次に進めさせていただきたいと思います。

(5) 医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージについて

(石原会長)

報告事項の(5) 医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージについて、これも事務

局よりご説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

(説明省略)

(石原会長)

ありがとうございました。医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージについて、今ご説明がございました。委員の方々から、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは特になければ、報告事項のほうもこれで以上となります。以上が報告事項ですけれども、特に何もなければ次に進みたいと思います。

その他

(石原会長)

そうすると、その他になりますか。(6)、(7)のほうは参考資料ということで、ご覧いただければと思います。

小松先生、どうぞ。

(小松委員)

すみません、1点だけ。かかりつけ医機能報告制度のお話が県のほうからございましたけれども、これは病院も対象です。病院の先生方、これは診療所の先生だけというふうには勘違いしないでいただければと思います。特定機能病院以外の医療機関全てですので、病院は病院単位で回答していただくことになりますので、ちょっとそこだけご承知おきいただければと思います。よろしくお願ひします。

(石原会長)

ご注意、どうもありがとうございました。

ほかになれば、その他、全体として最後に、事務局また委員の皆様から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。事務局のほうも大丈夫ですか。

それでは本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお渡しします。どうもご苦労さまでした。

閉会

(事務局)

石原会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてご議論いただき、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見等を踏まえまして、今後の取組を進めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。